

# 自入園を希望するとき

幼児教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める  
「子ども・子育て支援新制度」を利用することができます。



## 新制度の教育・保育施設について



### 認定こども園 0～5さい

#### ●教育と保育を一体的に行う施設

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。



### 保育所 0～5さい

#### ●就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

##### 利用時間

夕方までの保育のほか、延長保育を実施。

##### 利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。



### 幼稚園 3～5さい

#### ●小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

##### 利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の一時預かりなどを実施。

利用できる保護者 制限なし。



### 地域型保育 0～2さい

#### ●原則19人以下の少人数の単位で、0-2歳の子どもを預かる事業

地域の様々な状況に合わせて、小規模での保育の場を確保します。

#### ●小規模保育

少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

#### ●事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。



契約・支払先は、利用する施設によって異なります。

#### 私立認定こども園、小規模保育、事業所内保育を利用する場合

利用者は施設・事業者と契約し、保育料を施設・事業者へ支払います。

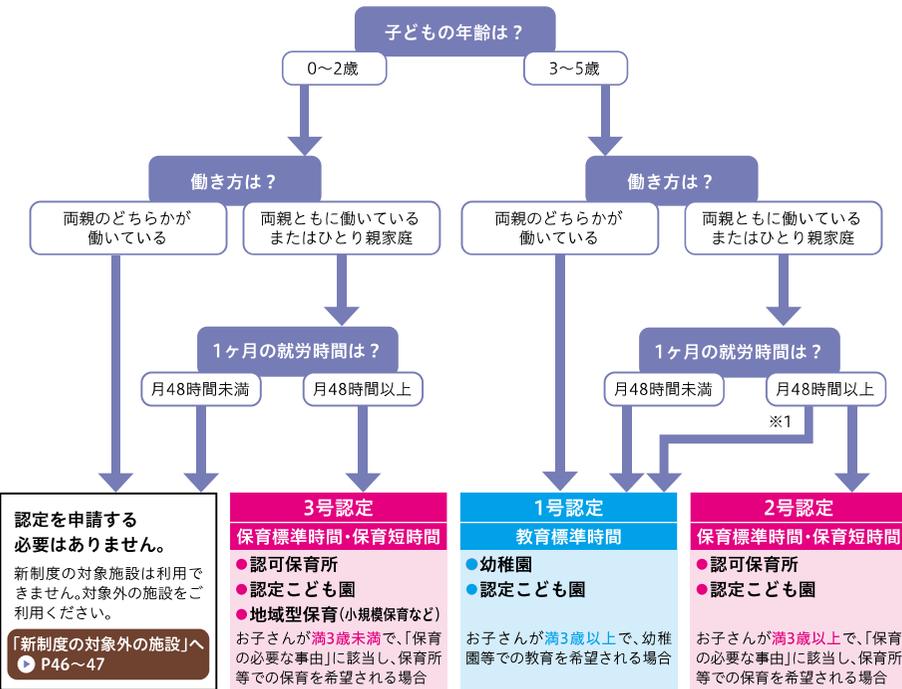
※そのほか、「企業主導型保育」があります。詳細は、P46をご覧ください。

#### 市立認定こども園、私立認可保育所を利用する場合

利用者は市と契約し、保育料を市へ支払います。



**STEP1 認定区分を知ろう** フローチャートにそって受けられる認定区分をご確認ください。



※1 両親ともに就労していても、1号認定を受けて、認定こども園等に通うことができます。

**STEP2 保護者が「保育の必要性」の認定を受けられる状況とは？**

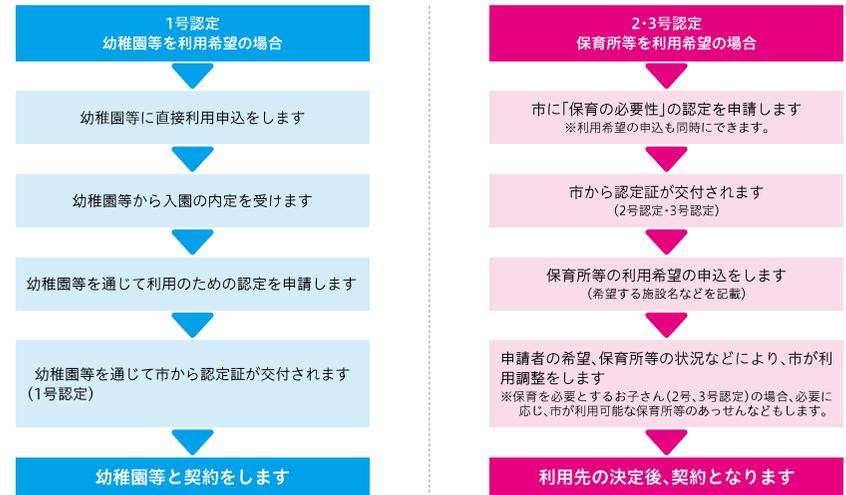
保育所などでの保育を希望される場合の保育認定(2号認定、3号認定)に当たっては、下記の「保育の必要な事由」のいずれかに該当することが必要です。

- 月に48時間以上(おおむね週3日以上で1日4時間以上)の就労
  - 妊娠、出産(産前2か月、産後2か月)
  - 保護者の疾病、障がい
  - 同居または長期入院等している親族の介護・看護
  - 災害復旧
  - 求職活動(起業準備を含む)～最長90日(到達日の月末)までの利用
  - 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
  - 虐待やDVのおそれがあること
  - 既に上の子どもが保育を利用して、育児休業を取得(在園継続)
  - その他、上記に類する状態として市が認める場合
- ※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

上記のいずれにも該当しない場合は P46～47の「新制度の対象外の施設」をご利用ください。

**STEP3 利用までの手順の流れ**

認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は左側を、2号、3号認定の場合は右側の手続きの流れが基本となります。



(以下は広告スペースです)





## 幼児教育・保育の無償化について

問 こども政策課 保育係

☎24-0340

✉kodomoseisaku@city.chitose.lg.jp

### 幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する子ども

**3歳～5歳** 1号認定: 満3歳から保育料を無償化  
(私学助成幼稚園は月額25,700円まで無償)  
2号認定: 満3歳を迎えた次の4月から保育料を無償化

**0歳～2歳** 住民税非課税世帯を対象に保育料を無償化

**対象事業** 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業  
通園送迎費、食材料費、行事費、延長保育料などは無償化の対象外です。  
ただし、所定の要件を満たす世帯は、副食(おかず等)の費用が免除されます。(企業主導型保育事業を除く)

**申請** 不要(私学助成幼稚園を除く)

### 幼稚園等の預かり保育を利用する子ども

**3歳～5歳** 預かり保育料を日額450円×利用日数、月額11,300円まで無償化

**満3歳児** 住民税非課税世帯を対象に、預かり保育料を日額450円×利用日数、月額16,300円まで無償化

**対象事業** 幼稚園、認定こども園(1号認定)

**申請** 市から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。

### 認可外保育施設等を利用する子ども

**3歳～5歳** 保育料を月額37,000円まで無償化

**0歳～2歳** 住民税非課税世帯を対象に、保育料を月額42,000円まで無償化

**対象事業** 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等(保育所、認定こども園等を利用中の方は対象外)

**申請** 市から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。

その他、就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもについても、3歳～5歳の利用料は無償です。

入園を希望するとき

